

## 小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、小城市が発注する建設工事において実施する条件付一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要領において「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要領において「事後審査型」とは、入札後において予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札決定する入札方法をいう。

### (対象工事)

第3条 条件付一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が2億円以上から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。

2 条件付一般競争入札事後審査型（以下「事後審査型」という。）は、設計価格が1億円以上から2億円未満の建設工事について実施する。

3 前項の規定にかかわらず、特別な技術を要する工事は事前審査型を実施できるものとする。

### (入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第6条第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型にあつては、第5

条第2項に規定する入札参加届を提出した者)とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当該工事に対応する業種について建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。(事後審査型を除く。)
- (3) 当該工事に対応する業種について営業年数(建設業法第3条の規定により許可を取得した後の年数)が5年以上あること。(事後審査型を除く。)
- (4) 小城市建設工事入札参加資格に関する規則(平成17年小城市規則第111号)第3条の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者の中から、市長が次のいずれかを指定したものに該当する者であること。
  - イ 小城市入札参加資格が一定等級以上であること。
  - ロ 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
  - ハ 小城市入札参加資格が一定等級以上であり、かつ経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
- (5) 発注工種について、第5条第1項の規定による入札参加資格確認申請書又は同条第2項の規定による入札参加届(以下「申請書等」という。)の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (6) 申請書等の提出期限から開札の日までの間において、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 申請書等の提出期限の日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記(2)の決定を受けている者を除く。

(9) 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。

(10) 小城市暴力団排除条例（平成 24 年小城市条例第 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

2 市長は、工事の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。

(1) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。

(2) 当該工事において適性と認められる技術者を配置できること。

(3) 当該工事に関する施工計画が適正であること。（事前審査型に限る。）

(4) その他必要な事項

（入札参加資格確認申請等）

第 5 条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して 10 日（小城市の休日に関する条例（平成 17 年小城市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を 1 部提出するものとする。

(1) 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）

(2) 配置予定技術者調書（様式第 7 号）

(3) 総合評定値結果通知書の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 事後審査型の場合において入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）については、入札公告の日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、入札参加届（様式第 2 号）を 1 部提出するものとする。

3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、第 1 項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 共同企業体協定書（小城市建設工事共同企業体取扱要領様式第

1号)

(2) 共同企業体編成表（小城市建設工事共同企業体取扱要領様式第2号）

（入札参加資格の確認）

第6条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

（入札公告）

第8条 入札公告は、入札参加資格等を小城市ホームページ（以下「公告」という。）に登載して行わなければならない。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

（入札説明書等の公表）

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書、図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第10条 申請者及び届出者は、前条の規定により公表している情報の内容について、申請書等の提出期限の翌日から起算して次の各号に掲げる日までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

(1) 見積期間が15日以上の場合は7日間

(2) 見積期間が10日以上15日未満の場合は5日間

(3) 見積期間が10日未満の場合は2日間

2 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

（事後審査型における落札決定又は入札参加資格不適格の決定）

第11条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）に規定する落札決定通知書（様式第58号）により通知するとともに、その他の入札参加者全員にその旨を周知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、その旨を委員会に諮り決定し、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書（様式第4号）を通知するものとする。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で当該落札候補者の次に低い価格で入札した者があるときは、前2項の規定を準用する。  
（見積期間）

第12条 入札参加者の見積りに要する期間は、第5条第1項及び同条第2項に規定する申請書等の提出期限の翌日から起算することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

（苦情処理）

第13条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に理由説明を求めることができる。

2 市長は、前項により説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第5号）により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。

4 前項による苦情申立が行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成19年6月1日から施行し、施行日以後に公告を行う

ものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 7 月 20 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 3 月 3 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。